

(2) 高校教員養成における「竹島に関する学習」の指導のあり方について

—地歴科教員養成における指導方法の事例として—

佐々木 茂

はじめに

「学習指導要領」（以下、「指導要領」と略記）本体に日本の領土として「竹島」が明記されたが、高等学校は令和4年（2022）4月に入学した1年生から学年進行で適用され、令和6年度に完全実施となり、現在に到っている。

筆者は、島根大学の教育学部と法文学部で、高等学校の地理歴史科の教員免許を取得希望の学生に教育学部教師教育研究センターに所属して「地理歴史科教育法概説」を担当し、方法論からではなく主として内容論を中心に講義を担当してきている。

この講義は「概説」であるため、地理歴史科～歴史総合、地理総合、世界史探究、日本史探究、地理探究～のいずれかの科目を主担当とする高校教員を養成するための講義である。その現行の指導要領には、教科・科目の内容に「領土問題」が記述されている。指導要領に明記された領土問題の一つである「竹島問題」を所管する島根県では、平成17年（2005）に3月に「竹島の日」条例を制定し、平成22年（2010）4月から「竹島に関する学習」が実施され、県内の全ての学校で実施されている。

この状況下で、「竹島学習」など「領土問題」に関する学習に特長をもつ地歴科教員を養成する講座として、特に近年その実施に努めてきたつもりである。今年度をもって非常勤講師の定年を迎えるにあたり、その一端を文章化することで今後の何らかの参考になれば幸甚と愚行する。

「生徒の実態」を把握すること

この講義を受講している学生一人ひとりは、全員が島根県出身者ではなく、またその「領土問題」や「竹島問題」について基本的な知識の定着度も様々とはいえない。その上に、今回は授業者としてそれらと向き合う機会は今まではなかったと考えるのが実情と考える。

“授業者として”生徒たちと向き合った時に、先ず最初に考えなければならないのが、生徒の実態を把握しているかどうかということである。この点については、教師の感覚的なものではなく、現実の向かい合っている生徒たちの具体的な実態把握が必要である。授業直後の簡単なメモや感想文なども大切である。残念ながら、全国的な生徒たちの傾向や実態を把握した調査結果をえることも難しい¹。

やはり、地域やそれぞれの学校、学級でも異なる場合が多い。また、「歴史(or 地理)ノート」を自作し、「歴史(地理)当番」を決めて、交換日記風で日替わりで生徒に担当させるなどの工夫も考えられる。独りよがりの生徒(たちの)理解は避けたいものである。先生の一工夫が望まれる。

¹ 佐々木 茂「中・高校生社会・地歴・公民科観に関する調査研究」（島根県立松江教育センター『研究紀要H12—5 平成12年度 研究紀要』平成13年3月刊）が、古い調査研究であるが、参考になる。

「領土問題」の基礎知識

まずは、これらに関する“授業者として”の基礎知識の確認が必要となる。巷には、関係の文献やSNSが氾濫している。適切な選択と把握が大切だと思われる。

領域、領海、接続水域、排他的経済水域(EEZ)、公海、諸島・群島・列島 etc.

国際司法裁判所と常設仲裁裁判所、国際海洋法裁判所などとの違い

指導要領の記載されている「領土等国土に関する指導の充実」の取り扱いについて

・ 高校……必履修・地理総合、選択履修・地理探究

必履修・歴史総合、選択履修・日本史探究、世界史探究(無)

※公民科では、必履修・公共、選択履修・政治経済(無)

「竹島問題」とは

竹島問題の争点とは

「実効支配」の考え方 ※「Q55」を参照

資料から学ぶ「竹島問題」

講義では、以下の文献²の成果を参考に、①～⑧の「Q & A」を講読しつつ「竹島問題」を考えていくことを行った。

① Q55 「韓国が竹島を実効支配している」というような報道は正しいか。」

② Q60 「日本は、竹島をいつ頃からどのように利用してきたのか。」

③ Q18 「竹島領土編入後、島根県はどのような行政措置をとったか。」

④ Q33 「竹島は新羅以来の韓国領土なのか。」

⑤ Q35 「1905年の竹島の領土編入措置は、秘密裡に行われたのか。」

⑥ Q34 「竹島の領土編入は、「帝国主義的な侵奪行為」「日本の朝鮮侵略の第一歩」だったのか。」

◎ 1905年以前に韓国(朝鮮)領だった事実はない

⑦ Q36 「日本の竹島領土編入前に韓国(朝鮮)が竹島を実効支配した証拠はあるか。」

⑧ Q37 「沈興澤から初めて“独島”について知らされた大韓民国政府はどう対処したか。」

◎ 1906年、韓国側史料では初めて“独島”の名が

鬱島郡守・沈興澤の報告書に現れる

² 第三期島根県竹島問題研究会『竹島問題100問100答 日本人として知っておくべきわが国固有の領土』(WILL 3月増刊、2014年3月刊)

以上の8点について、最低限、周りの人々と語り合い「引き継いでいく必要性を強く感じている。

また、「竹島問題」を理解するための「資・史料」自体を理解することは、大いに難しさともなうが、「日本の実効支配を示す」実物の資・史料³を私たちの手で、子から孫さらにそれに続く世代へと引き継いでいかなければならないと考えている。

終わりに

以上、極めて雑駁な報告となったが、高校教員を養成する全国の大学での高等教育における地理歴史科・公民科教育における「領土教育」のあり方について、私の島根大学での実践⁴の一端について述べた。特に、その「領土学習」を「竹島問題」を事例として、具体的に報告した例は決して多くないと思われる。

歴史学習では、資・史料を使って、その理解を深め学習する教科・科目である。私が、昭和52年（1977）4月に島根県公立学校教員に採用され、県立高校・県教育委員会等で研鑽に努め、半世紀近くの教員生活で得てきた知見の一端を記した拙文が、次世代に引き継ぐために何かの参考になれば幸いである。

³ 例えば、多くの資・史料を原文のまま掲載し手に入りやすい文献として、佐々木茂編著『知っておくべき竹島の真実⑤ 資料が語る「竹島問題」』（2022年3月刊）などがある。

⁴ 筆者が非常勤講師として今年度末まで島根大学で担当していたのは、本文中で述べたとおり、教育学部と法文学部に開設されている「地理歴史科教育法概説」で、高等学校の地理歴史科の教員免許を修得する受講生の必修科目である。

